

(記者会見資料)

令和元年11月21日
東本願寺
担当：総務部 (371-9191)
京都市
担当：都市計画局歩くまち京都推進室 (222-3483)
建設局みどり政策推進室 (222-4114)

京都市初の「市民緑地」

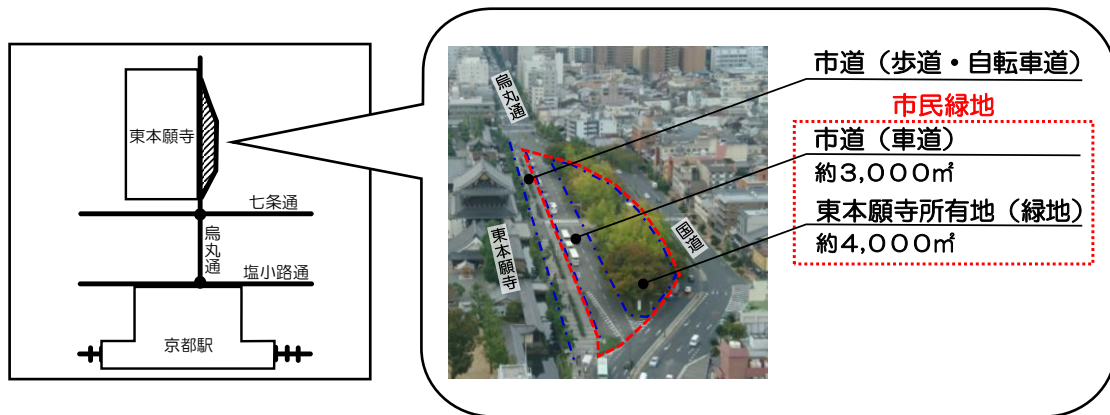
東本願寺門前に賑わい、憩いのある緑の空間を創出します

東本願寺の門前は、緑豊かな空間の提供とともに、京都にゆかりのある飲食店の出店やパフォーマンス等で賑わう「下京・京都駅前サマーフェスタ」など、地域の方々とともに京都市、東本願寺をはじめとした関係者が協働して、地域の活性化に向けて活用されています。

そのような中、東本願寺の門前がこれまで以上に市民の皆様はもとより、多くの来訪者のための「賑わい・憩いの空間」、「歴史・文化の発信の空間」、「修学旅行生などのおもてなしの空間」となるよう検討を重ねてきた結果、この度、京都駅周辺の活性化に取り組む京都市と地域に開かれた門前を目指す東本願寺の思いが一致し、市道の車道部分と東本願寺所有の緑地を一体的な緑の空間として活用できるように、京都市初の「市民緑地 (※)」として整備する方向で合意しました。

具体的には、車道の部分を石畳風舗装などの設えとし、既存の噴水を中心とした広々とした広場では、緑のあふれる憩いの場、門前の賑わいを創出する交流の場として提供できるように、照明、ベンチ等の整備や季節を彩る花木の植栽などを行うことで、皆様に愛される新しい名所となる市民緑地を創出します。

※市民緑地：都市緑地法に定められた、地方公共団体等が土地所有者との合意の下、住民の利用に供する緑地又は緑化施設



市民緑地のイメージ図

